

# 波の上空港パーキング 利用約款

## 通則

株式会社 Reberta（以下「管理者」という。）が管理する波の上空港パーキング（以下「駐車場」という。）の利用者（以下「利用者」という。）は、下記の規定に従ってご利用頂きます。但し、駐車場に他の規定が掲出されている場合は、この限りではありません。

## 第1条 車両の預け及び駐車

1. 利用者は、車両を預ける際に沖縄県那覇市辻 2-5-19（以下「営業所」という。）で受付票を受取り、受付票はお車を引き取るまで携帯しなければならない。
2. 営業所で受付票を渡す際にお車の鍵を管理者に渡し、所定の駐車料金を支払わねばならない。支払方法は、現金又はクレジットカード、電子マネーとし、その他支払方法は管理者との相談とする。
3. 利用者は、入場後駐車枠内又は管理者の指示した場所に駐車しなければならない。
4. 営業所が満車の場合等に駐車場内外で「入り待ち」をしないでください。
5. 車場内での駐車時又は停車時には、エンジンを停止させてください。但し、管理者が別途承諾する場合は、この限りではありません。
6. 営業所は、警備又は安全管理上必要な場合及び、運営上、駐車位置を変更することがある。

## 第2条 受付票を紛失した場合の手続き

1. 利用者は、受付票を紛失したときは、直ちに管理者に報告しなければならない。

## 第3条 駐車することができる車両

1. 駐車場を利用できる自動車（以下「車両」という。）は、道路交通法第2条第1項第9号の自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）とする。自動二輪車、原動機付自転車、足踏自転車、小型特殊自動車は、駐車することができません。但し、管理者に相談し、許可された場合を除く

但し、下記の車両は駐車をお断りする場合がございます。

- (1) エアロパーツ装着車両等入出庫障害を起こすおそれのある車両。
- (2) 無登録車両、車検切れ車両等、一般道路を走行することが禁じられている車両。
- (3) 自動車登録番号に覆いがされ、又は取り外されている車両等、登録番号自動認識装置による読取りが困難な車両。
- (4) 自動車登録事項の変更があるにもかかわらず変更登録手続きが済んでいない車両。
- (5) 仮登録中の車両等、車体の特定が困難な車両。

(6) 付属装着物等があり、接触により駐車場施設もしくは機器又は他の自動車の損傷を発生させるおそれのある車両。

(7) 大型特殊、建設用特殊等の特殊な用途の車両等で、駐車場施設又は機器に損傷を発生させるおそれのある車両。

(8) 危険物、有害汚染物質、その他安全もしくは衛生を害するおそれのある物又は悪臭発生もしくは液汁漏出の原因となる物を積載した車両。

(9) (1)(2)の規定の適用に際しては、車両の付属装着物及び積載物、乗員等を含めて総合的に判断するものとします。

(10) 前各項に拘らず、暴力団、暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者の駐車（利用）はお断りさせていただきます。

#### **第4条 駐車期間**

1. 利用者は、連続して14日間を超えて駐車することはできない。ただし、利用者が駐車期間の延長を連絡・届け出たことにより、管理者が必要と認めた場合は、この限りでない。
2. 利用者が、管理者に連絡し相談し許可された場合のみ14日を超えた駐車を延長することができる。

#### **第5条 駐車料金等**

7. 駐車場の利用者は、別途定められている料金体系により、駐車期間に応じた駐車料金をお支払い頂きます。
8. 駐車料金は、お車を預ける際にお支払いください。
9. 管理者は利用者に対し料金に対する領収書および請求書は発行しないものとする。
10. 管理者は、利用者が所定の駐車料金を支払わないで出場し、又はしようとしたときは、所定の駐車料金のほかに、その2倍に相当する額の割増料金を収受することができる。
11. 支払方法は、現金・クレジットカードとし、その他支払方法は管理者との相談とする。

#### **第6条 使用料金の改定**

1. 管理者は、物価、土地に対する公租公課、電力供給事情、経済情勢または近隣駐車場の使用料金の変動等があり、使用料金が不相当となった場合は、使用料金を改定することができる。この場合、管理者は本申込書を更改することなく、利用者に事前通知するものとする。
2. 消費税率または地方消費税率に変動がある場合、使用料金は、新たな税率に基づき計算した税額相当額につき当然に改定されるものとする。この場合、管理者は本申込書を更改することなく、利用者に事前通知するものとする。

## 第7条 予約内容の変更

1. 利用者は、本契約において記載した車両の駐車目的以外に駐車場を利用してはならない。また、利用者が駐車場使用契約において記載した車両を変更しようとする場合は、管理者に事前に連絡し、管理者の承認を得なければならない。
2. 駐車場使用契約書に記載された住所、連絡先等変更が生じた場合は、速やかに管理者に届けなければならない。

## 第8条 出場拒否

1. 管理者は、次の各号に該当する場合は、駐車した車両の出場を拒否することがある。利用者が正当の理由なく受付票を返納しないとき
2. 利用者が遵守事項を守らないとき

## 第9条 駐車券を紛失した場合の手続き

1. 利用者は、受付票を紛失したときは、直ちに入場日時その他必要な事項を記入して、管理者に提出しなければならない。また、記載事項を証明する運転免許証その他証拠書類を管理者に呈示しなければならない。

## 第10条 供用休止

駐車場の供用は、次の各号の一に該当する場合には、全部又は一部の供用を休止することがある。

1. 自然災害、火災、浸水、爆発、施設又は器物の損壊、その他これらに準ずる事故が発生し又は発生するおそれがあると認められる場合
2. 保安上供用の継続が適当でないと認められる場合
3. 工事、清掃、消毒その他管理上必要があると認められる場合
4. 国土交通省当局より供用休止を命じられた場合
5. その他やむを得ない事由があると認められる場合

## 第11条 免責

当社は、利用者が駐車場の他の利用者もしくはその他の人の行為又は駐車場内に存在する車両又はその付属装着物もしくは積載物等に起因して被った損害、その他駐車場で発生した当社の責に帰すべき事由によらない原因に起因して被った損害、次の各号に掲げる事由によって生じた車両又は利用者の損害については、損害賠償の責任を負いません。

1. 自然災害その他不可抗力による人身事故・物損事故
2. 当該車両の積載物又は取付物が原因で生じた事故
3. 駐車場に駐車する車両内に残置された貴重品に関する損害
4. 管理者の責に帰することのできない事由によって生じた衝突、接触その他駐車場内にお

ける人身事故・物損事故

5. 第20条（契約の解除）各号の規定により、管理者が駐車場の利用契約を終了した日を経過した車両について生じた損害
6. トラブル対応の為にお待ち頂く時間・機会損失等の賠償
7. 他の車両により出庫を妨げられたことによる損害

## 第12条 利用者の賠償責任

1. 利用者が、本約款もしくは駐車場内に掲出された規定に違反した場合又は故意もしくは過失により駐車場の設備もしくは機器を破損した場合は、それにより当社が被った損害(その結果駐車場の全部又は一部を休業しなければならない場合は、それにより喪失した営業利益を含む。)を賠償して頂きます。

## 第13条 事故に対する措置

1. 管理者は、駐車場において事故が発生し又は発生するおそれがあるときは、車両の移動その他必要な措置を講ずることができる。

## 第14条 交通事故等の届出

利用者は、次の各号に該当する場合にはその旨を直ちに管理者に届け出なければならない。

1. 駐車場において交通事故を起こしたとき
2. 駐車場の施設若しくは器物又は他の車両、その積載物若しくは、その取付物を 滅失、き損又は汚損したとき
3. 駐車場内の車両、その車両の積載物若しくは取付物に異常を発見したとき

## 第15条 保管責任

1. 管理者は、利用者が受付票を受取り入場した時から出場する時まで車両の保管責任を負うものとする。
2. 管理者は、車両を出場させた場合において、管理者に故意又は重大な過失が有る場合を除き、その車両に関する責任を負わない。

## 第16条 駐車場内の通行

利用者は、駐車場内の車両通行について、道路交通関係法令の定めに従うほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

1. 駐車場内では、徐行運転をすること
2. 追越しをしないこと
3. 駐車位置を離れる車両の通行を優先させること

## 第17条 遵守事項

利用者及びその関係者は、駐車場で次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

1. 車両内に貴重品を始めとする留意品については残置せず、身の回りに所持すること
2. 駐車中はエンジンを必ず停止し、車両から離れる場合は窓を閉め扉及びトランクを施錠し、盗難防止に努めること
3. 場内に可燃物（油脂類等）、車両用品（タイヤ、バッテリー、車両部品、洗車用具等）、ごみ、家庭用品、家電製品、商売用品、建設用資機材等を持ち込み、放置しないこと。
4. 指定された駐車スペースに駐車し、それ以外の場所に駐車しないこと
5. 駐車中の車内に乳幼児を独居させないこと
6. 駐車中の車両に動物を放置しないこと
7. 駐車場の施設、機器、他の車両、その積載物等をき損し、又は汚損しないこと
8. 喫煙又は火気を使用しないこと
9. たばこの吸いから、紙くず、空きかん等その他不潔な物を捨てないこと
10. 大音響でのカーステレオ、乱暴なドアの開閉、夜間の大きな話し声等、迷惑になる行為をしないこと
11. 他の車両の通行及び駐車を妨げないこと
12. 他の利用者に対する寄付の要求、物品の販売、ビラ等の配布、車両受渡等の営業行為及びこれらに類する行為をしないこと
13. 宿泊・飲酒・賭け事・洗車等他人の迷惑になるような行為をしないこと
14. その他駐車場の管理に支障を及ぼす行為をしないこと
15. 場内では営業、演説、宣伝、募金、署名運動等の行為は禁止する。また、その他業務又は他の利用者・周辺住民に迷惑となる行為をしないこと。
16. 前号に掲げるものの他は、全て管理者の指示に従うこと

## 第18条 禁止行為

駐車場の利用者は、次の行為をしてはならないものとします。

1. 駐車場の使用に伴い、法令又は都道府県市区町村の条例等により禁止又は制限されている行為をすること。
2. 駐車場内において物品を放置し、工作物を設置し、又は現状に変更を加えること。
3. 正規の駐車スペース以外に駐車すること。
4. 駐車場内での喫煙、騒音等、近隣住民等に迷惑をかける行為をすること。
5. 駐車場場内に、ビン、缶類、吸い殻、雑誌、その他一切の廃棄物等を投棄すること。
6. 当社に対して妥当性を欠く要求をすること、又は社会通念上不相当な言動（当社又は従業員に対する暴行・傷害、脅迫・中傷・名誉毀損・侮辱・暴言・プライバシー侵害行為、正当な理由がない過度な要求、執拗なクレームによる長時間の拘束等を含むがこれらに限られない）をとること。

7. 当社に著しく迷惑を掛ける行為又は当社の業務を妨害する行為を行うこと。
8. 他の利用者に対する寄付の要求、物品の販売、ビラ等の配布、車両受渡等の営業行為及びこれらに類する行為をしないこと
9. 当社は、前項に該当する行為を行ったと合理的に判断した場合、当社による電話、電子メール又は書面等一切の対応をお断りすることがあります。

## 第 19 条 駐車場利用の拒否

管理者は、契約された車両であっても、次の場合には駐車を断り、又は退去させることができる。

1. 管理者が管理する他の駐車場で不正利用が行われた車両
2. 駐車場の施設、器物、他の車両、その積載物や取付物を損傷したり、汚損する恐れがある場合
3. 盗難車両と判明したとき
4. 引火物、爆発物その他危険物を積載したり、取り付けているとき
5. 車検切れ又は通常走行が困難であると管理者が判断したとき
6. 建設用等の特殊な用途の車両で、駐車場施設に損傷を発生させる恐れのある場合
7. 著しい騒音や臭気を発するとき
8. 非衛生的なものや生物や腐りやすいものを積載したり、取り付けているとき、又は液汁を出したり、こぼす恐れがあるとき
9. 民間駐車場利用者送迎用車両及びレンタカー利用者送迎用車両については、管理者との相談とする
10. その他駐車場の管理上支障があるとき
11. その他禁止事項・遵守事項に反すると認められるとき

## 第 20 条 契約の解除

管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車場の利用契約を終了することができることとし、利用者への引取り等に必要な措置を講ずることができる。

1. 入庫の際に駐車料金が支払われない場合
2. 管理者の承諾無しに駐車期間が入場日から 180 日間を経過した場合
3. 駐車場の管理上支障があると認めた場合
4. その他、管理者が必要と判断したとき

## 第 21 条 放置物等の処分

1. 管理者は、駐車場内においての放置物等がある場合は、引取りの請求を利用者に通知できる。管理者が通知から起算して 14 日以降の指定する日までに引き取りがない場合は、引き取りを拒絶したもの、若しくは所有者不明物とみなし、当該物件を移動若しくは撤

去処分することができる。また、移動及び処分に要した費用がある場合は、これを徴収する。

2. 利用者は、当該物件の処分に対して一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して当該物件の引き渡しその他の異議及び請求の申し立てをしないものとする。

## 第22条 車両の処分

1. 管理者は、利用者及び所有者（自動車検査証に記載された所有者又は使用者をいう）が不正に駐車枠を利用し車両の引き取りを拒み若しくは引き取りができない場合であって、利用者及び所有者への通知により、管理者が指定する期日を定めて催告した日から30日を経過した後、利用者に通知し予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。この場合において、利用者は当該車両の引き渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車両の引き渡しその他の異議又は請求の申し立てをしないものとする。
2. 前項の請求を書面により行う場合は、管理者が指定する期日までに引き取りがなされないときは引き取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができる。
3. 前1項の場合において、車両の時価が売却に要する費用（催告後の車両の保管に要する費用を含む）に満たないことが明らかである場合は、引き取りの期限後直ちに契約者に通知した上で、公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。
4. 利用者又は所有者等を確知するために必要な限度において、車両(車内を含む。)を調査することができるものとします。
5. 管理者は、前1項の規定により処分した場合は、遅滞なく利用者に通知する。
6. 管理者は、第1項の規定により当該車両を処分した場合は、駐車場使用料相当額並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用及び損害金について当該車両を処分することによって生じる収入よりこれを控除し、不足があるときは利用者に対してその不足額の支払いを請求するものとする。
7. 管理者は第1項の規定により指定した期日を経過した後は、車両について生じた損害について、管理者の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わない。

## 第23条 不正駐車防止

管理者は、次の場合を不正駐車とみなし、必要に応じて、車両のチェーン施錠、レッカー移動、警察への報告等の措置を講ずることができる。この場合、管理者は、不正駐車した者に対して、前項の措置を講じた費用及び反則金として金5万円を請求することができる。

1. 契約なき車両

2. 車室以外に駐車している車両

## 第 24 条 車両等の撮影

1. 当社は、ビデオ・カメラ等により車両ナンバー、駐車場内およびその周辺（以下「車両情報等」という）を撮影し、駐車料金の管理、不正駐車や放置車両の対応、預かり車両状態の確認等のために利用いたします。当社が取得した車両情報等は、一定期間保管し、保存期間終了後は、すみやかに消去いたします。
2. 当社は、ビデオ・カメラ等により取得した車両ナンバーを、第 1 項に基づく利用の他、当社および当社が運営管理をしている駐車場付帯施設等における犯罪予防、迷惑行為防止、従業員等の安全確保およびマーケティング等の運営管理向上のために利用いたします。
3. 当社が取得した情報が個人情報を含む場合は、以下の場合を除き、当該情報を第三者に提供しないものとします。
  - (1) 第 1, 2 項の目的達成のために駐車場付帯施設等へ提供する場合
  - (2) 本人（利用者）の同意を得ている場合
  - (3) 法令に基づく場合
  - (4) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
  - (5) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
  - (6) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
  - (7) 利用目的の達成に必要な範囲内において第三者へ委託する場合
  - (8) 合併その他の事由による事業の継承に伴う場合

## 第 25 条 個人情報の保護

1. 管理者は、本契約の履行に関連して取得した利用者の個人情報は、別に定める「プライバシーポリシー」に基づき適正に対処しなければならない。また、本契約終了後も同様とする。

## 第 26 条 本約款等の変更

当社は、利用者の事前の承認なしに、本約款及び駐車場の各規定について、その変更内容を当社ホームページに掲載する方法または当該変更内容に照らし適切な方法で、利用者に告知することなく変更することがあります。

## 雑則

1. 管理者は、この約款の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、本約款を改訂することができる。この場合、管理者は、一定の周知期間を設け改訂事項を利用者に通知し、又は駐車場内に掲示するものとする。改訂事項は、改訂日から適用するものとし、遡及することはないものとする。
2. この約款に定めのない事項については、関係法令の規定にしたがって処理する。
3. この約款は令和6年12月1日より施行する。

以上